

消費税率の引き上げに伴う 上下水道料金の改定について

消費税法の改正により、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることになりました。これに伴い、平成26年4月1日から水道料金及び下水道使用料等を改定しますのでお知らせします。今回の改定は、消費税率のみの変更です。皆様のご理解とご協力をお願いします。経過措置により、新料金は、平成26年8月以降の請求分からとなります。(4月から上下水道の使用を開始されるなど6月請求分から8%適用になる場合もあります。)

■水道料金(2か月につき)

メーター口径 及び用途	基本料金			超過料金(1mにつき)
	水量(m)	現行料金(円)	新料金(円)	
13mm 20mm 25mm 30mm 40mm 50mm 75mm	20m ³ まで	2,709.00	2,786.40	<ul style="list-style-type: none"> 20m³以下の水量 現行料金 178.50円 → 新料金 183.60円 20m³を超え、40m³以下の水量 現行料金 199.50円 → 新料金 205.20円 40m³を超え、100m³以下の水量 現行料金 225.75円 → 新料金 232.20円 100m³を超え、200m³以下の水量 現行料金 246.75円 → 新料金 253.80円 200m³を超える水量 現行料金 267.75円 → 新料金 275.40円
		6,657.00	6,847.20	
		10,374.00	10,670.40	
		14,826.00	15,249.60	
		27,174.00	27,950.40	
		42,000.00	43,200.00	
		93,912.00	96,595.20	
100mm 150mm 200mm	—	165,585.00	170,316.00	
		375,690.00	386,424.00	
		657,468.00	676,552.80	
公共用(非住宅用)	10m ³ まで	1,354.50	1,393.20	現行料金 267.75円 → 新料金 275.40円
臨時用	—	該当口径の2倍	該当口径の2倍	

(合計金額の1円未満切捨て)

■下水道使用料等(2か月につき)

区分	基本料金			超過料金(1mにつき)		
	汚水量(m)	現行料金(円)	新料金(円)	汚水量(m)	現行料金(円)	新料金(円)
一般排水	0m ³ ~20m ³	2,599.80	2,674.08	21m ³ ~40m ³	139.65	143.64
				41m ³ ~60m ³	150.15	154.44
				61m ³ ~100m ³	159.60	164.16
				101m ³ ~200m ³	170.10	174.96
				201m ³ ~	179.55	184.68
特定排水	—	—	—	1,501m ³ ~	210.00	216.00
公衆浴場排水	0m ³ ~600m ³	20,000.40	20,571.84	601m ³ ~	74.55	76.68

(合計金額の1円未満切捨て)

※一般家庭の標準的な使用(メーター口径13mm、2か月56m³の使用水量)での料金比較

	現行料金	新料金	増加額
水道料金	9,471円	9,741円	+270円
下水道使用料等	7,795円	8,017円	+222円

問い合わせ

上下水道料金お客様センター ☎86-8201
上下水道料金課 ☎86-8014
☎86-8032

自立支援課 自立支援係
☎65-0702 / ☎63-4085

別紙
平成27年3月31日までの経過的特例
重度かつ継続の方について、市民税の所得割の額が一定以上あっても対象とし、負担上限月額を定めている経過的特例
育成医療の中間所得層(市民税所得割額が23万5千円以上の方)について、負担上限月額を定めている経過的特例

今後、自立支援医療の申請を予定されている方は、別表に該当する方は、有効期間が医師意見書に記載されている期間と異なる可能性がありますのでご注意ください。
※本施策が延長される場合がありますので、決定通知の際にご案内いたします。

来年3月末までの負担軽減期間にご注意を
自立支援医療利用者負担の経過的特例の終了！
自立支援医療更生・育生・精神通院の利用者負担については、障害者自立支援法に基づき、所得に応じて月に負担上限額を設けるなどの負担軽減措置がとられています。
しかしながら、別表にある2点については平成27年3月31日までの特例措置なので、平成26年4月1日以降に手続きをされる場合、措置が終了するまでの期間しか軽減措置が受けられません。(最長で平成27年3月31日)
自立支援医療の申請を予定されている方は、別表に該当する方は、有効期間が医師意見書に記載されている期間と異なる可能性がありますのでご注意ください。

企業等の新たな立地・設備等投資と 雇用拡大を支援

甲賀市固定資産税特別措置条例

企業等の新たな立地・設備等投資を支援するため、対象となる施設の固定資産税率を3年間半分にすることを制定しました。
これにより産業の振興と雇用機会の拡大等を図り、将来にわたる地域経済の発展と市民生活の安定向上につなげることを目的としています。

特別措置の内容

- 新たに投資した対象施設の固定資産税の税率 0.7/100(通常税率の1/2)
- 条件を満たした年度の翌年度から3年間適用

特別措置の対象事業(業種)

- (日本標準産業分類による)
- 製造業
 - 情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
 - 運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業

主な条件

対象企業等	新たな投下固定資産額※2	増加する常用雇用者数※3
中小企業者	1億円以上	5人以上
中小企業者以外の企業等	10億円以上	15人以上

- ※1 対象施設 企業等が新設・拡充した家屋及び償却資産(土地は対象外)
- ※2 新たな投下固定資産額 対象施設の新設・拡充に必要な取得価格の合計額
- ※3 常用雇用者 企業等が直接雇用する者で雇用保険及び社会保険の被保険者資格を有し、期間の定めなく雇用する者

企業等の責務

特別措置の適用を受けることとなった企業等は、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならぬものとします。

施行日等

平成26年4月1日から施行し、平成25年1月2日以後に新設・拡充が完了し、かつ、事業を開始したのから適用します。

問い合わせ
商工政策課 商工業振興係
☎65-0709
☎63-4087

参加者募集

ものづくりのまち 甲賀再発見ツアー 工場見学

日時/ 3月25日(火) 8時45分~12時

集合場所/ 市役所水口庁舎

見学先/

①株式会社やまみ関西工場 (水口町さつきが丘16)

内容: 豆腐・厚揚げの製造ライン

②株式会社日立建機ティエラ (水口町笹が丘1-2)

内容: ミニショベルの製造ライン

定員/ 市内在住の小学生以上で先着20名程度

※参加無料

申込方法/ 電話またはFAX(様式は問いません)で参加者の住所、氏名、年齢(学年・学校名)、電話番号をお知らせください。

申込期間/ 3月5日(水)~3月19日(水)

※定員に達し次第、受付終了

その他/

- ・見学内容は、主に小学生高学年向けとしています。
- ・小学生の方は、必ず保護者が同伴してください。
- ・市役所から見学先までは、公用車で送迎します。
- ・工場内は、階段の昇降、滑りやすい場所、狭い場所などがあります。

問い合わせ・申込み

観光推進室

☎65-0708 / ☎63-4087

商工政策課

☎65-0709 / ☎63-4087